

宮崎市郡在宅医会 規則

令和3年5月15日

宮崎市郡在宅医会

宮崎市郡在宅医会規則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、宮崎市郡在宅医会（通称「宮崎在宅ドクターネット」）と称する。

(事務所)

第2条 本会の主たる事務所は、宮崎市大字有田 1173 番地に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 地域包括ケアの推進において重要な在宅医療を中心とした医療・介護・福祉の連携に向け、在宅医療に携わる医師の知識向上を図り、情報交換を行い、また、多職種との連携により、住み慣れた地域で本人が望む医療を最期まで提供できる体制を構築することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 在宅医療に関する研修会及び講演会
- (2) 地域における医療・介護・福祉の相談窓口
- (3) 関係団体及び行政との連携構築
- (4) 地域における在宅医療ネットワークの立ち上げ支援
- (5) その他、本会の目的を達成するために必要な事業

(具体的な取組)

第5条 本会は前条を踏まえ、以下の具体的な取組を行う。

- (1) 年1回総会の開催
- (2) 医師のための定期的なスキルアップ研修会の開催
- (3) 多職種協働のための研修会の開催
- (4) 相談窓口の開設及び相談支援の実施
- (5) 在宅医療推進委員会のメーリングリストの機能的な活用
- (6) 24時間支援体制のシステムを稼働し、繁忙時、出張時等の緊急時に対応できるシステムの確立
- (7) 在宅医療における分野別専門医による支援体制の確立
- (8) 在宅医療実施機関名簿の拡充と連絡網の作成
- (9) 在宅支援診療所の登録及び広報
- (10) 在宅での看取り支援体制の確立（看取り可能診療所及び連携室の登録）

第3章 会員

(種別)

第6条 本会の会員は、正会員、準会員をもって構成し、別に連携協力機関を置く。

(1) 正会員

本会の趣旨に賛同し、在宅医療を行う医師で構成する。

(2) 準会員（協力医、病院医師）

皮膚科、整形外科、婦人科など専門性の高い診療科の医師で医療相談を受け、必要に応じ往診を行なう医師及び病院や大学に勤務し、本会の趣旨に賛同し、必要な時に病診連携を提供し、専門的な立場から指導、助言等を行なう医師で構成する。

(3) 連携協力機関

本会の趣旨に賛同し、在宅医療における連携を推進する訪問看護師、ケアマネジャー、セラピスト、訪問歯科医師、訪問薬剤師等の職能団体で構成する。

(入会・異動及び登録)

第7条 正会員及び準会員の入会資格は、医籍を有するものとする。

2 正会員及び準会員の入会は、入会申込書（様式1）により、理事長に申し込むものとする。

3 正会員及び準会員で入会申込書の記載事項に変更が生じた場合は、異動届（様式2）により、速やかに理事長に届け出なければならない。

(会費等)

第8条 年会費は、正会員2,000円、準会員1,000円とし、会費の徴収方法は、予め提出された念書（様式4）で届け出のあった銀行口座から宮崎市郡医師会が差し引き徴収するものとする。

2 連携協力機関からは、会費は徴収しない。

(会員資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 退会届（様式3）を提出したとき

(2) 継続して1年以上、会費を納入しないとき

(3) 本人が死亡したとき

(4) 除名されたとき

(退会)

第10条 会員は、退会届（様式3）を提出することで退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会に出席した正会員の過半数の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この規則等に違反したとき
- (2) 医療連携における言動が本会の趣旨に著しく反すると認められるとき

(抛出金品の不返還)

第12条 納入された会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別および定数)

第13条 本会に次の役員を置く。

- (1) 理事 10人以上15人以内(地域性を考慮)
 - (2) 監事 1~2人
- 2 理事のうち、1人を理事長、2人を副理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長は、理事の互選とし、副理事長は、理事長が任命する。
- 3 監事は、理事又は本会の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、本会を代表し、その業務を総括する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長が予め指定した順序によって、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この規則の定め及び理事会の議決に基づき、本会の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること
 - (2) 本会の財産の状況を監査すること
 - (3) 理事の業務執行の状況又は本会の財産の状況について、理事に意見を述べ、もしくは理事会の招集を請求すること

(任期等)

第16条 役員任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残任期間とする。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会に出席した正会員の過半数の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき
- (2) 職務上の義務違反、その他役員として相応しくない行為があったとき

(相談役及び顧問)

第19条 本会に相談役及び顧問を置くことができる。

- 2 相談役及び顧問は、理事会の決議を経て、理事長が委嘱する。
- 3 相談役及び顧問の任期は、役員の任期に準ずる。
- 4 相談役及び顧問は次の職務を行う。
 - (1) 理事長からの相談に対する適切な助言
 - (2) 理事長から諮問された事項に関し、専門的な立場からの参考意見の提供

(職員)

第20条 本会の事務の運営は、宮崎市郡医師会地域包括ケア推進センターの職員があたり、同センター課長がこれを統括する。

第5章 総会

(種別)

第21条 本会の総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 規則の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 役員を選任又は解任

- (5) 決算の承認
 - (6) 会費等の額
 - (7) 理事会が付議した事項
 - (8) その他運営に関する重要事項
- 2 総会において、以下の事項を報告する。
- (1) 第 41 条に定める事業計画書及び予算書
 - (2) 第 42 条に定める補正予算書
 - (3) 第 43 条に定める事業報告書

(開催)

第 2 4 条 通常総会は、毎事業年度に 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき
- (2) 正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき

(招集)

第 2 5 条 総会は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第 2 項各号による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、事前に通知しなければならない。

(議長)

第 2 6 条 総会の議長は、出席した正会員の中から選任する。

(定足数)

第 2 7 条 総会は、正会員総数の 3 分の 1 以上の出席をもって成立する。

(議決)

第 2 8 条 総会の議事は、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第 2 9 条 正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 総会の議決において、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数（書面若しくは電磁的方法による表決者、表決委任者による参加者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその総会において選任された議事録署名人2名以上が署名又は記名、押印しなければならない。
 - 3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合は、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

- 2 理事会は、理事の過半数の出席がなければ、開催することができない。

(権能)

第32条 理事会はこの規則で定めるものの他、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき
- (2) 理事総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって召集の請求があったとき

(3) 第 15 条第 4 項第 3 号の規定により、監事から招集の請求があったとき

(招集)

第 3 4 条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第 2 号及び第 3 号の規定による請求があったときは、その日から 15 日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、事前に通知しなければならない。

(議長)

第 3 5 条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(議決)

第 3 6 条 理事会の議事は、出席した理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 2 理事長又は理事が理事会の目的である事項について提案した場合において、理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第 3 7 条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、予め通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、第 36 条第 2 項及び第 38 条第 1 項第 2 号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 3 8 条 理事会の議事は、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面若しくは電磁的方法による表決者、表決委任者による参加者がある場合にあっては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 名以上が署名又は記名、押印しなければならない。

3 前2項の規定に関らず、理事全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、理事会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 理事会の決議があったものとみなされる事項の内容
- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- (3) 理事会の決議があったものとみなされる日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第39条 本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 年会費
- (3) 寄付金品
- (4) その他の収益

(資産の管理)

第40条 本会の資産は、理事長が管理する。

(事業計画及び予算)

第41条 本会の事業計画書及びこれに伴う予算書は、毎事業年度の開始前に理事長が作成し、理事会の承認を経て総会で報告しなければならない。

(予算の補正)

第42条 予算の補正を必要とするときは、理事長は補正予算を作成し、理事会の承認を経て総会で報告しなければならない。

(事業報告及び決算)

第43条 本会の事業報告書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度の終了後、速やかに理事長が作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経て総会に提出し、事業報告書については、その内容を報告する。正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類については、総会の議決を経なければならない。

(事業年度)

第44条 本会の事業年度は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(会計の規則等)

第45条 その他会計に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

第8章 規則の変更、解散及び合併

(規則の変更)

第46条 この規則を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の過半数の議決により、以下の事項を変更することができる。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) 本会の事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地
- (5) 会員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合におけるその種類、その他当該事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき事項に限る）
- (10) 規則の変更に関する事項

2 前項第10号に関し、規定の主旨を損なわない範囲での軽微な修正は、理事会の協議に一任することができる。

(解散)

第47条 本会は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併

2 前項第1号の事由により本会が解散するときは、正会員総数の2分の1以上の承認を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第48条 本会が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、公益社団法人宮崎市郡医師会に譲渡するものとする。

(合併)

第49条 本会が合併しようとするときは、総会において正会員総数の2分の1以上の承認を得なければならない。

第9章 雑則

(細則)

第50条 この規則の施行に関し必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

- 2 理事会及び総会（以下、「理事会等」という。）において、理事長が必要と認めるときは、理事及び会員（以下、「理事等」という。）は、Web会議システム（映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができるシステムをいう。以下同じ。）を利用して会議に出席することができる。
- 3 Web会議システムによる出席は、第26条、27条、28条、36条及び第37条に規定する出席に含めるものとする。Web会議システムの利用において、映像を送受信できなくなった場合であっても、音声は即時に他の理事等に伝わり、適時適確な意見表明を理事等相互で行うことができるときも同様とする。
- 4 Web会議システムの利用において、映像のみならず音声が送受信できなくなった場合は、当該Web会議システムを利用する理事等は、音声が送受信できなくなった時刻から退席したものとみなす。
- 5 Web会議システムによる出席は、できるだけ静寂な個室、その他これに類する施設で行なわなければならない。

(疑義事項の取扱い)

第51条 この規則に定めのないもの、又は疑義のあるものは、総会の議決を経て決定するものとする。

(附則)

1 この規則は、平成29年4月15日（設立総会承認日）から施行する。

(1) 本会の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	牛谷 義秀
副理事長	外山 博一
同	國枝 良行
理事	松崎 泰憲
同	木佐貫博人
同	遠藤 豊
同	玉置 昇
同	石坂裕司郎
同	長澤 伸二
同	内野 竜二
同	日高 淑晶
同	川越 誠志
監事	石川 智信
同	日高 明義

(2) 本会の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成31年3月31日までとする。

(3) 本会の設立当初の事業計画書及び収支予算書は、設立総会の定めるところによるものとする。

(4) 会員は、以下の事項を目標として活動を行うものとする。

- ① 在宅医療を希望する方が、医師が対応できないという理由で自宅に帰れないことがないようにするため、24時間365日の対応に努め、各医師は常に連携可能な通信手段を確保し、お互いそれを共有する。具体的には、携帯電話、電子メール環境を整備するものとする。
- ② 自宅で療養できるだけでなく、入院中に受けたのと同等の医療を保険診療内で在宅でも受けられることを目指すために研修会や勉強会を実践する。
- ③ 医療・介護・福祉と連携し、最適な在宅医療を提供するために在宅のネットワーク構築に努めるものとする。
- ④ 本会連携に参加する主治医が何らかの理由で休診した場合は、協力医が依頼患者の継続的治療をできる限り支援するものとする。
- ⑤ 救急の医療体制が必要な場合、依頼があれば、本会連携に参加する医師は、できる限り速やかに人的あるいは物質的な援助を惜しまないものとする。
- ⑥ 本会連携間で行われる医療に関する相談内容は、いかなる理由があろうと患者及び部外者に漏らしてはならない。

- ⑦ 本会連携に参加する医療機関は、それぞれ有する機能を具体的に公開し、必要な場合は、器具、薬剤、施設等を提供し合い、お互い助け合うものとする。
 - ⑧ 患者の往診の依頼は、できる限り時間を調整し、お互い協力して助け合うものとし、交通費は、当該主治医が相談して決定するものとする。
 - ⑨ 本会連携以外の医療施設から本会連携への患者紹介は、各医療機関がその窓口となり、必要な場合は、本会連携内の他の医療機関に紹介し、できる限り紹介患者を受け入れるよう努力するものとする。
- 2 この規則は、平成30年5月19日から施行する。
 - 3 この規則は、令和2年5月16日から施行する。
 - 4 この規則は、令和3年5月15日から施行する。